

総務常任委員会会議録

目次

【開 会】	4
議案第 1 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	4
議案第 1 2 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	5
議案第 1 3 号 矢板市職員の給与に関する条例及び矢板市企業職員の給与の種類 及び基準に関する条例の一部改正について	5
議案第 1 4 号 矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	6
追加議案第 1 号 訴訟の提起について	6
陳情第 1 号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情.....	8
委員長報告	9
閉 会.....	9

1 日 時

令和6年2月27日（火）午後3時10分～午後3時37分

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員（8名）

委員長	神 谷	靖					
副委員長	森 島	武 芳					
委 員	榊 真	衣 子	石 塚	政 行	櫻 井	惠 二	
	関 由	紀 夫	伊 藤	幹 夫	石 井	侑 男	

4 欠席委員

なし

5 説明員（8名）

(1) 総合政策課（3人）

①総合政策課長 和田理男
②政策企画担当 藤田仁美
③デジタル戦略推進室長 松本一裕

(2) 総務課（5人）

①総務課長 高橋弘一
②行政担当 相馬香織
③人事担当 高橋和寛
④財政担当 矢板 洋
⑤管財担当 高久英治

6 欠席説明員

なし

7 事務局 矢板寿江 佐藤晶昭

8 付議事件

- 議案第 1 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 1 2 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 3 号 矢板市職員の給与に関する条例及び矢板市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 4 号 矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 追加議案第 1 号 訴訟の提起について
- 陳情第 1 号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

9 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（神谷靖） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務常任委員会を開会する。 (15時10分)

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第11号から議案第14号まで、追加議案第1号及び陳情第1号の6件である。

なお説明に当たっては、執行部には簡潔な御説明をお願いする。

議 案 第 1 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長（高橋弘一）

（「議案書」の3～6ページにより説明）

○委員長 これより議案第11号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第11号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決された。

議案第 12 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総合政策課長（和田理男）

（「議案書」7～13 ページにより説明。）

○委員長 これより議案第 12 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 12 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決された。

議案第 13 号 矢板市職員の給与に関する条例及び矢板市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長

（「議案書」の 14～19 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 13 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 13 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決された。

議案第14号 矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長

(「議案書」20～26ページにより説明。)

○委員長 これより議案第14号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第14号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決された。

追加議案第1号 訴訟の提起について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長

(「追加議案書」1ページにより説明。)

○委員長 これより追加議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○伊藤委員 車両の登録を確認したということなのだが、これはそもそもナンバーがついていなかったのか。

○総務課長 ナンバーはついており、そのナンバー等を記載して関東運輸局栃木運輸支局のほうに登録事項等証明書の取得の申請を行い、所有者の特定に至ったところである。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○石塚委員 去年の5月あたりに行政区長から私のほうに直接苦情をいただいた経緯がある。実際に片岡地内に群馬県の方の車だと思うが、弁護士を通してとの説明があったが、この方の所在はしっかりつかめているのか。実際に存在している方なのか分からないと裁判にもならないと思われるがどうか。

○総務課長 この車両の登録事項等証明書の住所から、所有者を特定し、郵便等を配達している。また、弁護士との相談の上、住民票の取得も行い、住民票がそこにあるということで、現在に至っているというところである。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。追加議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、追加議案第1号は、原案のとおり可決された。

陳情第 1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

○委員長 陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。自由討議による委員の意見を伺うことになるが、意見はないか。

○伊藤委員 他の自治体は分からないが矢板市においてもこういうことがあったのか。

(「議員間の自由討議です」と言う者あり)

○石塚委員 実際に政党機関紙の勧誘について職員アンケートを実施した結果・事例というものがある。神奈川、秋田、北海道、兵庫、長崎、山口で職員を対象に260人ほどでアンケートをとった結果、そこに掲載されているものに関しては半数が勧誘を受けた、心理的圧力を感じたと書かれている。このようなことを実際に聞いたことがあるか。

(「聞いたことがない」と言う者あり)

○委員長 それでは一人ずつ意見を伺う。

○森島委員 非常に難しい一言目になるが、少なくとも我々議員のところに対しての勧誘であれば、ないと回答できる気はするが、どこまでも真面目な回答で言えば、職員に対してそれが無いということは今この段階の情報では、証明はし切れなかなというふうには思う部分があるので、そうなるとこれを真面目に受け取れば、恐らく調査をするという促しにかかるというのが、真面目な対応にはなるのかなと思うが、実際はあるのかなのかというところについて判断がちょっとつかないというのが正直な感想である。

○委員長 暫時休憩する。 (15時33分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (15時34分)

○森島委員 改めて、以前より庁内のほうでもないということが確認されているということだと思うので、この陳情に対してはないという回答で終了という形かと思う。

○榑委員 実態としてないということから、不採択ということでもいいかと思う。

○石塚委員 二人と同様に不採択で願います。

○櫻井委員 不採択で願います。

○関委員 不採択で願います。

○伊藤委員 ありませんという答えを出すと陳情に対する答えを出したことになるので、不採択で願います。

○石井委員 私も同様に不採択で願います。

○委員長 以上で自由討議という形で意見を言っていた。暫時休憩する。

(15時35分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

(15時35分)

○委員長 これより、採決する。陳情第1号は、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、陳情第1号は、不採択とすることに決定する。

委員長報告

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。

委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に御一任願う。

閉会

○委員長 これで総務常任委員会を閉会する。

(15時37分)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員会委員長